

飯塚市子育て短期支援事業実施要綱

平成20年7月24日

飯塚市告示第120号

改正 H23-103、H26-152、H28-74、R3-87

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(H26-152一改)

(実施施設)

第2条 事業は、乳児院その他の児童の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)で実施するものとする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に住所を有する家庭の児童であって、次に掲げる事由に該当するものとする。

(1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第1条の2の7第1項に規定する短期入所生活援助事業(以下「ショートステイ事業」という。)については、次に掲げる事由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合において、保護することが適当と認められる児童

ア 保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由

(H26-152一改)

(2) 省令第1条の3第1項に規定する夜間養護等事業(以下「トワイライトステイ事業」という。)については、保護者の仕事等の事由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において養育することが困難となった場合その他緊急に必要な場合において、保護することが適当と認められる児童

(トワイライトステイ事業の利用時間)

第4条 トワイライトステイ事業の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 夜間 午後5時からおおむね午後10時までのうち、原則4時間以内

(2) 休日 おおむね午前7時から午後5時までのうち、原則8時間以内

(利用の手続)

第5条 子育て短期支援を希望する者は、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者について利用の申請があった場合は、当該申請の内容を確認の上、速やかにその要否を審査し、適当と認められるときには、利用者に費用負担の額等を通知するとともに、実施施設に受け入れを依頼するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に緊急を要する場合にあっては、登録の手続きは、事後とすることができる。

(取消し等)

第6条 市長は、児童を実施施設で保護することが適当でないと認めるときは、その利用の決定を取り消し、又は利用を中止することができる。

(移送)

第7条 事業の利用に係る児童の移送は、当該児童の保護者がその責任と負担において行わなければならない。

(実施施設の責務)

第8条 実施施設の職員は、その業務を行うにあたって、児童及び利用者の人格を尊重し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(費用の負担)

第9条 利用者は、事業の実施に要する費用の一部として、別表に定めるところにより算定した額を利用した月の翌月の末日までに市に支払わなければならない。

(H28-74一改)

(実施施設の報告義務)

第10条 実施施設は、毎月、事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対し、事業の実施についての報告を求めることができる。

(補則)

第11条 書類の様式その他の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日 告示第103号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月2日 告示第152号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日 告示第74号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 告示第87号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第9条関係)

(H23-103一改、R3-87一改)

利用者の負担基準表

区分	対象者	ショートステイ事業	トワイライトステイ事業	
			夜間	休日
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円	390円	390円
	2歳以上児	1,600円	390円	390円
ひとり親家庭等世帯	2歳未満児	1,100円	390円	390円
	2歳以上児	1,600円	390円	390円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	1,000円	1,500円
	2歳以上児	4,500円	1,000円	1,500円

備考

- 1 児童1人1日当たりの金額とする。
- 2 ショートステイ事業の日数は、児童を預かった時間から24時間以内を1日とし、24時間を超えたとき、1日を加算する。